* 1. 日病薬病院薬学認定薬剤師の更新要件の改正について
		1. 【更新要件の改定内容】
			+ 単位 規程細則の別添５の見直しを行い、下記のとおり要件を改正する。
			+ （改正前）総単位数１００単位、年間取得単位数１０単位の他、下記の項目の単位数を 取得すること
				1. Ⅰ－１～３の各項目の中から１項目以上履修し、合計４単位以上取得すること
				2. Ⅱ－１～６の各項目の中から２項目以上履修し、合計８単位以上取得すること
				3. Ⅲ－１～２の各項目を履修し、合計８単位以上取得すること
				4. Ⅳ－１～２の各項目を履修し、合計８単位以上取得すること
				5. Ⅴ－１～３の各項目を履修し、合計１２単位以上取得すること
			+ （改正後）総単位数６０単位、年間取得単位数５単位の他、下記の項目の単位数を取得 すること
				1. Ⅰ－１～３の各項目の中から１項目以上履修し、０．５単位以上取得すること
				2. Ⅱ－１～６の各項目の中から２項目以上履修し、１単位以上取得すること
				3. Ⅲ－１～２の各項目を履修し、１単位以上取得すること
				4. Ⅳ－１～２の各項目を履修し、１単位以上取得すること
				5. Ⅴ－１～３の各項目を履修し、１．５単位以上取得すること
			+ 更新要件改正の施行日 令和８年度（２０２６年度）の更新申請から施行する。